



湯浅町告示第 6 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、農業経営基盤の強化促進に関する計画を定めたので、同法第 1 9 条第 8 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

湯浅町長

上山 章善



1 農業経営基盤の強化の促進に関する計画

- (1) 地域計画（山田地区）
- (2) 地域計画（青木・別所・湯浅地区）
- (3) 地域計画（栖原地区）
- (4) 地域計画（田地区）
- (5) 地域計画（吉川地区）